

○福岡都市圏南部環境事業組合公印管守規程

〔平成18年5月1日〕
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡都市圏南部環境事業組合の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを確証することを目的とするものをいう。
- (2) 新調 公印を新たに作成することをいう
- (3) 改刻 公印の事故、摩滅その他の理由により、当該刻印と同じ刻字をもってこれに代わる公印を作成することをいう。
- (4) 廃棄 廃職、職名の変更、公印の改刻等により、公印の使用をとりやめることをいう。

(公印の種類及び公印管守者)

第3条 公印の名称、番号、書体、寸法及び公印の管守者（以下「公印管守者」という。）は、別表第1のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印管守者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて施錠し、一定の場所に保管しなければならない。

(公印の新調、改刻及び廃棄)

第5条 公印管守者は、公印を新調し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、管理者の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 公印管守者は、公印台帳（様式第1号）を整備し、必要な事項を記載しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用しようとする者は、決裁文書及び施行文書を公印管守者に提示して、その承認を受け、公印使用簿（様式第2号）に必要な事項を記入しなければならない。

(公印の持出禁止)

第8条 公印は、公印管守者の指定する場所以外に持ち出して使用することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、公印管守者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 文書の作成に当たり複雑かつ急を要する場合で、公印を持ち出さなければその目

的を達し得ないとき。

- (2) 諸証明等同一の内容を有する文書で、部数が多量であるため、公印を持ち出さなければその目的を達し難いとき。

(公印の事故)

第9条 公印管守者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)により管理者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役が、なお従前の例により在職する期間は、改正後の別表第1及びひな型中、「会計管理者」とあるのは「収入役」とする。

附 則 (平成20年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名 称	番号	書体	寸 法 (単位：ミリメートル)	公印管守者
福岡都市圏南部環境 事業組合議会議長印	1	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境 事業組合議会副議長印	2	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境 事業組合管理者印	3	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境 事業組合副管理者印	4	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境 事業組合会計管理者印	5	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境 事業組合代表監査委員印	6	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境 事業組合監査委員印	7	隸書	方 20	総務課長
福岡都市圏南部環境事業組 合行政不服審査会会長印	8	隸書	方 20	総務課長

(ひな形)

1	2	3
福岡都市圏 南部環境 事業組合 議会議長印	福岡都市圏 南部環境 事業組合 議会副議長印	福岡都市圏 南部環境 事業組合 管理者印
4	5	6
福岡都市圏 南部環境 事業組合 副管理者印	福岡都市圏 南部環境 事業組合 会計管理者印	福岡都市圏 南部環境 事業組合 代表監査委員印
7	8	
福岡都市圏 南部環境 事業組合 監査委員印	福岡都市圏 南部環境 事業組合 行政不服審 査会会長印	

様式第3号（第9条関係）

公 印 事 故 届

管理者

様

平成 年 月 日

管守者

次のとおり公印について事故があったので報告します。

名 称		印 材	
発 生 年 月 日	年 月 日 時 分		
発 生 場 所			
管 守 者 名	印	取扱責任者	印
管 守 場 所	勤務期間中	勤務時間外	
事 故 内 容			
発生時の管守状況			
備 考			